

広島県サポート型金融登録商品 (広島県サポート型金融商品登録制度)

【公募要領】

広島県では、平成29年度から「広島県サポート型金融商品登録制度」を設け、県内の中小企業・小規模企業者が抱える経営上の課題解決を図るため、地域を支える金融機関が企画した経営サポート機能を有する金融商品のうち、本県の取組みと合致するものを「広島県サポート型金融登録商品」として位置付け、県内中小企業等へ広く周知することにより、経営サポート機能の利活用を促進します。

<応募期間>

随時

<応募方法>

持参又は郵送等

<応募書類提出先>

〒730-8511 広島市中区基町10番52号(県庁東館3階)

広島県商工労働局 経営革新課金融企画グループ

※ 郵送の場合、封筒の表紙に「金融登録商品応募書類 在中」と朱書

<本件に関する問い合わせ先>

広島県商工労働局 経営革新課金融企画グループ)

TEL(082)513-3321

(対応時間：8:30~12:00, 13:00~17:15(土日を除く))

広島県商工労働局 経営革新課

平成29年2月16日制定

平成29年8月7日一部改正

【目 次】

1 広島県サポート型金融商品登録制度とは	3
2 応募資格者	3
3 商品登録の対象及び要件等	3
4 応募手続・審査等	5
5 留意事項	6
※ 応募様式及び応募記載例	7

1 広島県サポート型金融商品登録制度とは

<目的>

県内の中小企業・小規模企業者が抱える経営上の課題解決を図るため、地域を支える金融機関が企画した経営サポート機能（※1）を有する金融商品のうち、広島県（以下、「県」という。）が進める政策分野の取組方向と合致するもの（※2）を、広島県サポート型金融登録商品（以下、「登録商品」という。）として位置付け、県と金融機関が連携（※3）して、県内の中小企業・小規模企業者へ広く周知することにより、経営サポート機能の利活用を促進する。

《用語解説》

- ※1 登録商品を利用する県内中小企業・小規模企業者等が、経営を行う上で必要とされる援助又は協力を適宜、金融機関等が行うシステムを指す。
- ※2 県が制定した「ひろしま未来チャレンジビジョン（平成27年10月）」で掲げる4つの政策分野のうち、県が定める対象項目のもの。
- ※3 県内中小企業・小規模企業者等のイノベーションや新事業展開等を促進するため、金融機関は「登録商品の企画・周知・運営・管理、及び取組状況の報告」を、県は「登録商品の募集・審査、登録商品の周知、及び取組状況の取りまとめ」を行い、金融面からの取組みを進める。

2 応募資格者

広島県県費預託融資制度を取扱う金融機関（以下、「取扱金融機関」という。）

3 商品登録の対象及び要件等

<登録商品の対象>

平成27年10月に県が策定した「ひろしま未来チャレンジビジョン」で掲げる4つの政策分野のうち、次表の対象項目に合致するものを商品として登録することができる。

政策分野	対象項目
新たな経済成長	創業（第二創業）・事業承継、生産性向上、販路拡大
人づくり	働き方改革、女性活躍、健康促進、少子化対応
安心な暮らしづくり	BCP（事業継続計画）、防災・減災対応
豊かな地域づくり	CSR（企業の社会的責任）、地域（瀬戸内、中山間）の魅力発信

<登録商品の要件等>

金融商品の登録にあたっては、次の前提要件及び登録基準を全て満たすものを「**広島県サポート型金融登録商品**」として登録する。

前提要件 (7)		登録基準 (2)	
1	県が登録商品を周知する際、自社等が有する著作権等の使用承諾が不要であること	A	利用者に対し、有用なサポートサービス(※1)を提供できるものであること
2	自社のホームページに登録商品の詳細を掲載できること		
3	県ホームページから自社ホームページへのリンクが可能であること		
4	県が登録商品を周知する際、パンフレット等の協力が可能であること		
5	関係機関のサービスと組み合わせる場合は、予め関係機関の了承を得ていること	B	利用者に対し、一定期間・定期的(※2)にフォローする支援体制が構築されていること
6	利用者(県内中小企業・小規模企業者)からの登録商品に関する問い合わせ等窓口を有すること		
7	貸出利率(金融機関所定利率との記載も可)、融資手続き、資金使途、融資限度額、融資期間、貸出・返済方法、信用保証の有無、担保及び保証人の条件を利用者へ明示できること		

※1 上記、登録基準Aでいう「有用なサポートサービス」とは、登録商品を取り扱う金融機関(以下「登録金融機関」という。)又は専門家による訪問指導・助言(Web・電話等を含む)、相談会の開催、各種計画の策定・伴走支援、販路拡大支援、及び利用者負担の軽減措置をいう。なお、同サービスの提供に当たって、支援内容、融資条件及び必要な手数料等を明記した書面を手交することが望ましい。

※2 一定期間・定期的なフォローとは、概ね1年以上・2か月に1度以上を目安とする。

<商品登録期間>

申請に基づき、県が登録商品として取り扱う期間は原則、承認日より承認年度の末日までとし、登録金融機関から取下げの申し出がない限り、翌年度に自動更新されるものとする。ただし、既登録内容及び県の登録基準に変更がない場合に限る。

4 応募手続・審査等

(1) 応募の形態

取扱金融機関のみ、又は取扱金融機関による共同応募も可

(2) 応募先

〒730-8511 広島市中区基町10番52号(県庁東館3階)

広島県商工労働局 経営革新課金融企画グループ

※郵送の場合、封筒の表紙に「金融登録商品応募書類 在中」と朱書

(3) 応募受付期間

随時

(4) 応募方法

持参又は郵送等

(5) 応募申請書類及び部数

- 登録商品応募申請書(様式1) 2部(正・副本 各1部)
- その他必要資料(既に商品化されているものであれば、商品説明書やパンフレット・チラシ等) 2部

(6) 結果の通知

県は、「広島県サポート型金融商品登録制度登録基準」に基づき、申請内容を適正に審査し、商品登録の可否について、申請から概ね1か月以内に登録申請した金融機関へ通知する。

(7) 県による登録商品の周知

県は、登録承認された登録商品の周知内容等については、登録金融機関と改めて調整を行った後、随時、登録金融機関等と連携して登録商品の周知を広く開始する。

(8) その他

この要領に定めのない事項については、随時、県及び応募資格者と協議のうえ、決定する。

5 留意事項

○要領の遵守

応募資格者は登録商品として承認された後は、登録金融機関として本要領を遵守し、県内中小企業・小規模企業者のイノベーションや新事業展開等に貢献するよう、努めなければならない。

○定例の報告

登録金融機関は、商品登録期間中、9月末及び3月末の商品の利用状況(件数, 金額)を、「登録商品利用状況定例報告書(様式2)」により、翌月15日までに県へ報告しなければならない。

○内容の変更

登録金融機関は、「登録商品応募申請書(様式1)」に記載した内容に変更があったときは、「登録商品変更登録申請書(様式3)」を速やかに県へ提出し、改めて県の審査を受けなければならない。

○登録商品の辞退

登録金融機関は、上記要領で定める前提要件及び登録基準を満たさなくなったとき又は取扱いを辞退したいときは、「登録商品取下げ申立書(様式4)」を速やかに県へ届け出なければならない。

○商品登録の抹消

登録金融機関が次の事項に該当することになった場合、県は登録商品を取り消すことができ、その決定に誠実に従わなくてはならない。

- (1) 申請内容等に虚偽の表示があったとき
- (2) 前提要件・登録基準を満たさないことが明らかになったとき
- (3) 関係法令に違反したとき
- (4) 取組状況の報告に応じないとき